

第2回鳥栖市立中学校部活動地域展開
推進会議 資料

鳥栖市立中学校部活動改革推進に関する
推進体制の考え方について（案）

令和8年2月
鳥栖市教育委員会

1 本市の部活動改革期間における市立中学校の部活動について

文部科学省により令和7年12月に策定されました「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)において、休日の部活動について、改革実行期間内において原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことが記載され、平日の学校部活動についても、休日の部活動の地域展開の課題への対応を検証等行うとともに、取組を実施することと記載されています。また、学校部活動は、市町村が定めた認定要件により認定された地域クラブ(以下、「認定地域クラブ」という。)が活動を担うこととなっています。

本市としましては、市立中学校部活動の休日部活動は、認定地域クラブによる地域クラブ活動へ移行することとし、同時に休日の学校部活動は行わないこととします。

さらに、本市立中学校部活動の平日部活動については、休日部活動の地域クラブ活動への移行の進捗状況を考慮しながら同様に検討を行い、認定地域クラブによる地域クラブ活動へ移行することとします。

なお、休日の学校部活動及び平日の学校部活動については、競技種目ごとに地域展開の進捗が違ってくることが考えられるため、競技種目ごとに学校部活動を行わないことも考えられます。

「認定地域クラブ」とは

認定地域クラブとは、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が地域で希望する活動に主体的に参加でき、豊かで幅広い活動が実現されるような目的をもって設立された地域クラブで、当該自治体の認定要件により認定された地域クラブ

2 部活動地域展開のための具体的な取組について

(1) 部活動地域展開の推進体制の整備について

ガイドライン第3章において、部活動地域展開の円滑な推進に当たっての対応として、1. 推進体制の整備、2. 各種課題への対応、3. 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等の内容が記載されています。(資料7ページ参照)

部活動地域展開を推進していくためには、体制を整備し、地域の実情に応じた部活動地域展開を推進していくための方針策定等に取り組むことが重要となります。

本市においては、本市の中学校部活動の地域展開を具体的に進めていくために、部活動地域展開の運営主体・実施主体については、当面の間、行政が担うこととしています。

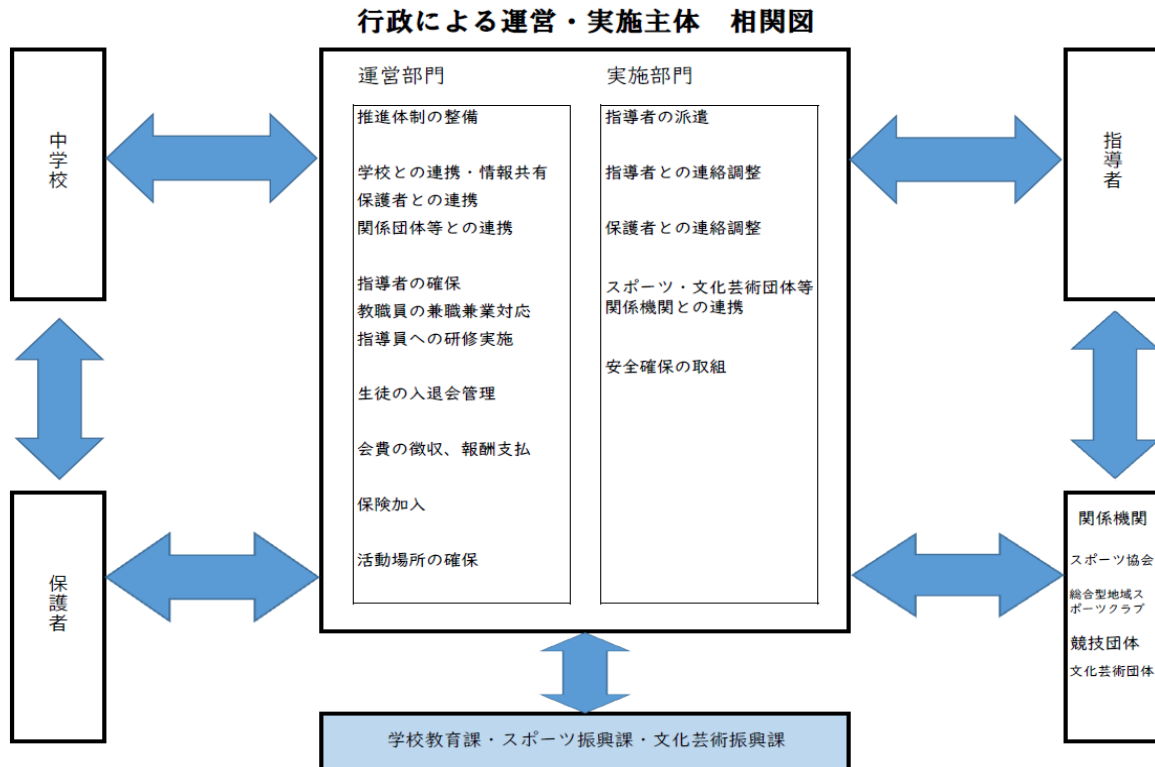
(2) 運営主体と実施主体の体制の構築について

ガイドライン別冊資料2の8ページに、「地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割」分担」が示されており、本市の場合、当面はパターン1を基本とし、今後、「運営・管理」、「活動実施に向けた準備」、「活動実施」の部分について、本市として役割について具体的に検討して行くことになります。

地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担					
【実行会議 最終とりまとめ（抜粋）】					
「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体 ※一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。					
運営団体・実施主体の体制等によって 役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要。					
(例) パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合 パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合 パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合 パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合 ※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定					
	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
<運営・管理>	<ul style="list-style-type: none"> 運営方針、運営計画の策定 実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応 運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成 保険加入状況や補償内容の確認 リスク管理等の研修実施 収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理 競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事 	運営団体 実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
<活動実施に向けた準備>	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者） 指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保 学校との連携・情報共有 入会手続、会費徴収 		実施主体		実施主体
<活動実施>	<ul style="list-style-type: none"> 参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等） 安全確保の取組 コースを踏まえた活動の実施 体験会の開催 			実施主体	

(出典：文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的ガイドライン」別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料8ページ)

① 本市が考える行政による運営主体・実施主体と関係者・関係団体との相関図



② 運営主体と実施主体の役割について

■ 運営主体としての役割

運営主体とは、地域クラブ活動を実施するための指導者確保、会費徴収、指導者への報酬支払等地域クラブ活動を運営するための運営管理業務、活動実施のための準備等地域クラブ活動を実施運営するための業務を行います。

■ 実施主体としての体制

実施主体とは、地域クラブ活動における指導等地域クラブ活動を運営実施します。

③ 本市の運営体制・実施主体の体制について

■ 部活動地域展開に関する運営体制・実施主体の整備につきましては、部活動地域展開に関する検討が具体的な取組になっていくことから、体制の充実・強化を図っていきます。

また、学校、保護者及びスポーツ関係団体・文化芸術関係団体との連携を推進していきます。

■ 部活動地域展開に伴う学校部活動の在り方等について方向性を決定し、学校、保護者

及びスポーツ・文化芸術団体等との連絡調整を進め、部活動指導者の確保及び指導者への研修等の指導者に関する事、保護者の費用負担、徴収方法及び指導者への報酬支払等必要な事項について検討していきます。

- 実施主体としての体制につきましては、実際には地域クラブ活動の開始に伴い事務を行ってまいりますが、地域クラブ活動の方針決定、地域クラブ活動に関する様々な課題に関する検討に携わり、地域クラブ活動運営の準備、地域クラブ活動の運営を行っていきます。

3 今後の進め方について

- ◆ 本市の部活動改革（部活動地域展開）に関する方針、推進計画等の策定に取り組んでいきます。

また、平成30年12月に策定しております「部活動の在り方に関する方針」についても、部活動地域展開に関する内容を追加する改定等を進めてまいります。

- ◆ 部活動地域展開を進めるうえで課題の洗い出しを行っており、ガイドライン Ⅲ地域展開の円滑な推進に当たっての対応 2各種課題への対応において、運営団体、実施主体の整備等、指導者確保・育成等6項目について記載されておりますので、その課題について具体的な検討を進めてまいります。

- ◆ ガイドラインにおいて新しく策定された地域クラブ活動に関する認定制度について、調査研究を行うとともに、認定地域クラブの認定要件について検討を行います。

文部科学省「総合的ガイドライン」の概要(抜粋)

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

Ⅰ 推進体制の整備

(1) 地方公共団体における体制整備について

- 地方公共団体において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要
- 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要
- 幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により改革方針や具体的な取組内容、スケジュール等についてわかりやすく周知することが求められる。

(2) 市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

市区町村等	<ul style="list-style-type: none"> ● 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施 ● 特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創出）を十分踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施 ● 「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 <p>※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要</p>

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブの活動の実施に当たっては、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要。

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒

が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。

- 地域クラブ活動での学校施設の活用や希望する教師の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改定され、学校や地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

〈学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要〉

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部））
現行ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化したうえで、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一環生を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

（4）関係団体等・大学・民間企業との連携

① 基本的な考え方

- 部活動改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化技術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。
- その際に、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有するスポーツ・文化芸術関係団体、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠。
- スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業等と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。
- 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確

化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。

〈関係団体等・大学・民間企業にとってのメリットの例〉

〈関係団体等〉	
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大 ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の進行 等 	
〈大学〉	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における大学の認知拡大 ・指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック ・指導者や教師等を目指す大学生への実践機械の提供による人材育成 等 	
〈民間企業〉	
<ul style="list-style-type: none"> ・CSRの一環としての地域貢献 ・地域における企業の信頼性向上 ・自社ブランドやサービスの認知拡大 ・人材採用・定着等に関する好影響 ・社内人材への活躍・育成機会の提供 	

② 関係団体等・大学・民間企業に期待される主な役割

関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・専門的指導者の派遣 ・各種競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供 ・大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・体験会・イベントの開催 等
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者育成に係る研修会の実施 ・大学生や大学教員の指導者の派遣（事前指導、派遣先との調整を含む） ・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定 等 ・大学施設の貸出し ・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等

民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等）」 ・指導者の派遣（社内制度の整備による短時間勤務制度の導入や副業促進等を含む） ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・運営・管理等に関するノウハウや活動プログラムなどの提供 ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担う 等
------	---

※ 参考資料

1 背景(国の動き)

【1】「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ」

(令和7年5月 スポーツ庁・文化庁)

I. 総論

- ① 改革の理念及び基本的な考え方等
- ② 改革推進期間の成果と課題
- ③ 今後の改革の方向性
- ④ 地方公共団体における体制整備等
- ⑤ 学習指導要領における取扱い

II. 各論

- ① 地域クラブ活動を担う運営団体・実施団体の体制整備及び適切な運営の確保
- ② 指導者等の質の保障・質の確保
- ③ 活動場所の確保
- ④ 活動場所への移動手段の確保
- ⑤ 大会やコンクールの運営の在り方
- ⑥ 生徒・保護者等の関係者の理解促進
- ⑦ 生徒の安全確保のための体制整備
- ⑧ 障害のある生徒の活動機会の確保

【2】部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

(令和7年12月 文部科学省)

I. 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1. 改革の理念
2. 取組みの類型・名称（地域展開・地域連携）
3. 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II. 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1. 地域クラブ活動の在り方
2. 知育クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（要件・手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

Ⅲ. 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1. 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 生徒が所属する中学校との連携
 - (4) 民間企業・大学・関係団体との連携
2. 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
3. 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅳ. 学校部活動の在り方

1. 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
2. 適切な指導・安全安心の確保
3. 適切な活動時間・休養日の設定
4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

Ⅴ. 大会・コンクールの在り方

1. 生徒の大会等の参加機会の確保
2. 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率

(2) 大会運営への従事

3. 生徒の安全確保
4. 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI. 関連する制度の在り方

1. 教師の兼職兼業
2. 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
3. 高等学校入学選抜者における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い